

新潟県人口減少対策ワーキングチーム（社会減対策グループ）設置要綱

平成30年3月23日施行

平成30年5月29日改正

（設置）

第1条 人口減少に歯止めをかけ、人口を安定させていくことを目指し、総合的に魅力ある地として新潟県が持続的に発展していけるよう、社会減対策に係る部局横断的な課題に取り組むため、「新潟県人口減少対策ワーキングチーム（社会減対策グループ）」（以下「社会減対策グループ」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 社会減対策グループは、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）県が実施する社会減対策に係る施策の進捗管理
- （2）人口関連指標の状況や各種会議等での提言・意見を踏まえた、部局横断的な課題への対応や施策の見直しについての検討
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項についての検討

（構成等）

第3条 社会減対策グループは、別表に掲げる座長、副座長及び委員をもって構成する。ただし、座長が必要と認めた場合は、変更できるものとする。

（会議の進行等）

第4条 社会減対策グループの会議（以下「会議」という。）の進行は座長が当たり、支障があるときは、副座長又は座長が指定する者がこれに当たる。

- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、座長が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 社会減対策グループの事務局は、県民生活・環境部新潟暮らし推進課が行うものとする。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は事務局が別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年3月23日から実施する。

附 則 この要綱は、平成30年5月29日から実施する。

(別表)

【座長】

新潟県副知事 高井 盛雄

【副座長】

県民生活・環境部長

【委員】

- ・ 知事政策局政策監
- ・ 知事政策局広報広聴課長
- ・ 総務管理部大学・私学振興課長
- ・ 総務管理部地域政策課長
- ・ 県民生活・環境部新潟暮らし推進課長
- ・ 県民生活・環境部男女平等社会推進課長
- ・ 産業労働観光部産業政策課長
- ・ 産業労働観光部労政雇用課長
- ・ 農林水産部経営普及課長
- ・ 土木部監理課長
- ・ 交通政策局交通政策課長
- ・ 教育庁義務教育課長
- ・ 教育庁高等学校教育課長
- ・ 村上地域振興局長
- ・ 三条地域振興局長
- ・ 魚沼地域振興局長
- ・ 南魚沼地域振興局長
- ・ 十日町地域振興局長
- ・ 上越地域振興局長
- ・ 佐渡地域振興局長